

健康保険被扶養者現況調査の実施

(営業職員・関連会社直採者・任意継続者対象)

- 法令等にもとづき被扶養者の資格を有していることを定期的に確認する「現況調査」を実施します。
○健康保険組合(以下「当組合」)から対象者に対して、「健康保険被扶養者確認書」(以下、「確認書」という)を送付しますので、対象者は書類等を期限までに当組合へご提出ください。

(1) 対象者

- ・営業職員・関連会社直採者・任意継続者のうち、2026年3月31日までに認定された18歳以上の健康保険被扶養者がいる被保険者を対象とします。
- ※「現況調査」は、「役員・内務職員等」と隔年で実施しています。当年度は「役員・内務職員等」の方は対象ではありませんが、「扶養認定における収入等の基準」を参照のうえ、認定適否を確認し、満たさない場合はすみやかに資格喪失の手続きをしてください。
- ・2026年9月1日時点で次の年齢、かつ、2025年1～12月の年間収入額が年齢ごとの下表の基準額未満の被扶養者は対象外とします(末尾の「扶養認定における収入等の基準」を参照)。

<「現況調査」の対象外とする被扶養者の年齢等・年間収入額>

年 齢 等	18歳、23～59歳	19～22歳	60歳以上または障害年金受給者
年間収入額	130万円未満	150万円未満	180万円未満

- [注1] 配偶者が当組合に非加入者の場合で夫婦共同扶養に該当する子供は、2025年の収入額に関わらず、「現況調査」の対象となります。
- [注2] 2025年10月1日から被扶養者認定基準が改正され、19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者を除く)の年間収入の基準が150万円未満となりました(詳細は末尾の「扶養認定における収入等の基準」を参照)。
- [注3] 一時的に年収が130万円(19歳以上23歳未満の方(被保険者の配偶者を除く)は150万円)以上となる場合(厚生労働省からのお知らせ「年収の壁・支援強化パッケージ」参照)は、当組合にご照会ください。
- [注4] 当組合が収入情報を中間サーバー等(*)で確認することがあります。
*情報提供ネットワークシステム(総務省)や住民基本台帳ネットワークシステム(地方公共団体)により本人確認情報等の照会・提供等を行うシステムで、健康保険組合での利用が認められています。

(2) 実施概要

- ・10月2日(金)から「確認書」を順次発送します。「確認書」が届いた方は、次のとおり書類を準備し、当組合へご提出ください。

※対象者が営業職員の場合…支社・営業部、関連会社直採者の場合…人事担当者へ送付

手 順	内 容	備 考
STEP1	○届いた書類の中の「現況調査実施手順フロー」にしたがって、被扶養者の認定基準を満たすか否かを確認	*「確認書」が届いた方が対象者
STEP2	○認定基準を満たすか否かに応じて、提出する書類を確認・準備	*次項(3)参照
STEP3	○当組合へ次の方法で書類を提出 ・営業職員の方 …社内便 ・関連会社直採者・任意継続者の方…郵送	*提出期限 10月30日(金)

※任意継続者は「健康保険被扶養者様の現況確認（ご依頼）」をご確認ください。

※提出いただいた書類に不備がある場合は、当組合の組織メールより営業職員本人、関連会社担当者へご連絡します。任意継続者には電話または郵送でご連絡します。

（３）提出書類

・下表の判定区分および「扶養認定における収入等の基準」に応じた書類をご提出ください。

※営業職員：社内便、関連会社直採者・任意継続者：郵送

<提出書類>

判定区分	提出書類	備考
認定基準を満たす場合	①確認書 ②状況に応じた添付書類(写し)	確認書裏面の必要書類一覧・記入例を確認
認定基準を満たさない場合(被扶養者の資格喪失手続き)	①健康保険被扶養者異動届(削除) ②対象被扶養者の資格確認書(交付を受けている場合のみ) ③確認書	その他各種「証」がある場合はあわせて返却

[注] 一時的に年収が130万円以上となる場合は、当組合へご照会ください。

・提出期限：**2026年10月30日(金)**

※期限までに提出がない場合、被扶養者の資格が喪失（2027年1月1日付）しますのでご注意ください。

（４）健康保険組合による判定および被扶養者資格がない場合の通知

・提出書類に基づき当組合で扶養認定の判定を行います。

・被扶養者資格が「ない」と判定された方には結果通知を送付しますので、すみやかに被扶養者の資格の喪失手続きをしてください。

※被扶養者資格が「ある」と判定された方には通知しません。

[注] 就職等の事由で過去に遡って認定を取り消す場合は、資格喪失日以降の医療費のうち、当組合負担分（7～9割）の返還を請求します。

扶養認定における収入等の基準

1. 収入基準（総支給額）

- ・19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)：150万円未満／年（月収の目安125,000円未満）
 - ・60歳未満(19歳以上23歳未満以外)：130万円未満／年（月収の目安108,334円未満）
 - ・60歳以上または障害年金受給者：180万円未満／年（月収の目安150,000円未満）
- ※対象者の年間収入は、被保険者の年間収入の2分の1未満

2. 仕送り基準（別居時のみ）

- ・次の①～③すべての基準を満たすこと
 - ①仕送り額が対象者の収入額を上回っている
 - ②被保険者の収入から仕送り分を引いた金額が、対象者の生活費（収入＋仕送り）を上回っている
 - ③定期的かつ継続的な仕送りであると客観的に認めることができる書類*がある(学生の場合は不要)
- *銀行振込・現金書留の控え、振込の事実を記帳した通帳など

[注] 給与収入のみで他の収入が見込まれない場合、被扶養者の年間収入は労働契約(労働条件通知書等)に基づく賃金額から算出します。

※詳細は、大同生命健康保険組合ホームページ(<https://daidolife-kenpo.or.jp/>)をご確認ください。

<掲載場所>健康保険制度解説－健康保険のしくみ：被扶養者になれる人の範囲

以上